

4番（小川義昭君） 市民クラブ、小川義昭でございます。

傍聴席の皆さん、朝早くから大勢の市民の皆さんが議会傍聴いただき、まことにありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

外はちょっと雪ですけれども、いよいよ春3月です。この冬は近年にない大雪に見舞われ、白山市はもとより、降雪地帯の自治体はどこでも雪害費用の捻出に苦勞しています。除雪中の市民の犠牲者も、ことしは最も多く、地方・地域社会の高齢化・過疎化の深刻さを改めて浮き彫りにする冬でした。

1市2町5村の合併による白山市誕生から6年、財政など困難な状況の中で、なお数多い課題、懸案をどう市民の皆さんに明らかにし、市民の安心・安全の実現にどのような政策が求められるのか、今市議会はその検証や解析、提言にと、重大な責任を持っていると考えます。白山市誕生を機に、市議会に参画した私も、一層身を引き締めて議会審議に臨みたいと思います。

さて、3月定例会における私の一般質問は、1番目は本市の公金の保全・運用管理について、2番目は市の監査制度についての2点であります。

まず、1番目の本市の公金の保全・運用管理について4点にわたって質問いたします。

地方自治体が有する公金は、地方自治法上現金とされ、歳計現金、基金、歳入歳出外現金、そして一時借入金に分類されています。

これらのうち、公金管理を行う上で、保全・運用の対象となるのは、主に歳計現金及び基金であります。歳計現金とは、市税、市債などの収入、そして物品購入や工事代金及び給与の支出に係る現金のことであります。また、基金とは、特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるものと、定額の資金を運用するために設けられる預金・債券のことであります。

地方自治体における公金管理の目的は、1つは、支払資金である歳計現金を日々の支払需要に対応できるように管理すること、2つ目は、当面使い道のない資金を安全かつ効率的に運用することの2点であります。すなわち、歳計現金については、支払資金を堅実に維持し資金ショートを発生させないことが最も大切であり、実務上は、いつ、いかなるときでも迅速に支払いに対応できるような現金の保管形態が重要視されます。また、当面支払いに充当しない資金の運用は、普通預金や定期預金などの短期運用が必要であります。

歳計現金の資金管理の原則は、地方自治法施行令第168条の6に定められ、指定金融機関その他の確実な金融機関への預貯金、その他の最も確実かつ有利な方法とされています。

次に、基金については、その積立額及び取り崩し額を適宜把握し、運用可能額は預金または債券運用を行うことが一般的であります。また、歳計現金に資金不足が生じた場合は、基金から歳計現金に繰りかえ運用を行う場合もあります。基金の運用方法に関する法律上の定めとしては、地方財政法第4条の3第3項の規定に「国債、地方債、政府保証債など」とあり、これらの商品は元本が保証され、かつ換金容易な方法とされています。

こうした公金の管理は、会計管理者の担当事務であります。もとよりその原資が市税など広く市民の貴重な財産であることを考えると、より慎重で確実な管理や運用が求められています。一方、このような資金を有利に運用しながら収益を得ることも、経営体として当然のことかと考えます。

したがって、公金の管理を担う会計管理者は、自治体の健全な行財政運営の取り組みの一環として、確実で安全な公金の保全・運用が求められていることを肝に銘じて事務の執行に当たるべきかと考えます。

こうしたことを踏まえて、市長並びに、今3月末で退職されます沢野会計管理者に質問いたします。

1点目の質問。

本市の昨年、平成22年2月末時点でのそれぞれの平均残高は、歳計現金は約18億円、基金43億7,800万円、歳入歳出外現金1億3,300万円、一時借入金は8億2,500万円で、合計71億3,600万円の公金を会計管理者は管理しております。

それでは、本年、平成23年2月末現在における公金について、歳計現金ほかそれぞれの資金の種類ごとに、平均残高、運用収入・利回り、そして対前年比残高増減をお示しください。また、前年と比較してそれぞれの資金残高が増減した理由をあわせて説明願います。会計管理者にお尋ねいたします。

2点目の質問。

公金の安全性・効率性確保のための保全・運用管理は、これまでどのような基準のもとで取り組んでこられたのか、そして、その結果、どのような効果が上がったのか、また、新年度の事業執行に当たりどのような取り組みを行うのか、基本的な考え方を会計管理者にお尋ねいたします。

3点目の質問。

現在、本市では、指定金融機関などに係る公金の収納及び支払いについて白山市公金取扱規程が整備されておりますが、会計管理者の管理する公金について、的確な管理と効率的な運用を図るなどの管理原則及び管理方法を定めた公金管理方針が規定されていないようであります。ペイオフの解禁に伴い、金融機関の破綻時には、自治体の公金といえども、元本1,000万円とその利息を超える部分に対しての保護措置はなくなりました。ペイオフに備え、本市の公金

損失を防止するためにも、公金管理方針の策定が重要かと考えます。公金管理の基本である安全性を確保した上で、有利・効率的な管理運用を目的とした公金管理方針を早急に規定すべきと考えますが、いかがでしょうか。市長にお伺いいたします。

あわせて、ペイオフなどの危機管理に対応するなどもろもろの課題を審議するために、庁内に外部有識者を交えた公金管理体制の整備を検討したらいかがでしょうか、市長のお考えを伺います。

1 番目最後の 4 点目の質問です。

本市の公金が市民の貴重な財産であることを踏まえ、公金管理に関しては積極的な情報開示に努め、議会説明はもちろん、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。情報開示に対し、今後の対応について市長の見解をお伺いいたします。

2 番目の質問であります。本市の監査制度についての質問に移ります。

昨年 1 月から総務省では、大臣自身が議長を務める地方行財政検討会議において、地方自治法の抜本的な見直しの検討が進められており、昨年 6 月時点でその基本的な考え方が取りまとめられました。

その内容は、地方自治体の基本構造、長と議会の関係、そして、議会、監査制度、財務会計制度それぞれのあり方及び見直しの考え方などが示されており、今後引き続き総務省は、同会議の議論を踏まえ、地方自治法改正案として取りまとめを検討しているようであります。

この基本的な考え方の中で示された現行の監査制度については、制度設計そのものに限界的な側面があることから、現行の監査委員制度、外部監査制度について、廃止を含め、ゼロベースで大胆に制度を見直すという方針を提示しています。地方自治体の行政運営が適正に行われるには、長を初めとする執行機関が、それぞれの判断と責任のもとでの的確な行政運営に当たるとともに、議会が執行機関に対する監視機能を適切に行使しなければならないことは当然であります。

地方自治法では、公正で合理的かつ効率的な事務処理を確保するため、地方自治体に長と独立した執行機関として監査委員の設置が義務づけられ、監査委員による例月出納検査、決算審査、財務監査、行政監査などを行う監査委員制度と、一定の資格を有する外部の専門家による外部監査制度を設けています。

また、監査委員は、地方財政健全化法に基づき、健全化判断比率の対象となる財政指標を審査事項としており、この財政指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合、個別外部監査の実施が義務づけられています。

地方分権の担い手として地方自治体が市民から信頼されるには、公金執行のコンプライアンス、すなわち法令遵守に加え、公金の執行が、最少の経費で最

大の効果が実現できるような支出を行っていることも保証される必要があります。つまり、地方自治体の監査には、法令などのルールへの適合性の検証や、財務関係書類、決算の正確性を検証する合规性・合法性などの準拠性の監査に加えて、経済性・有効性・効率性などを検証する業績監査という2つの側面があり、この双方で機能するものでなければなりません。このような2つの機能を発揮できる監査システムを構築し監査を実施するには、非常に高い専門性、独立性が求められます。

以下3点にわたり質問いたします。

1点目の質問。

自治体の現行の監査は実態監査であり、監査委員があらゆる業務の内容に通暁していることが、民間に比較して格段に重要であり、しかも、自治体の業務範囲は、民間に比べて極めて膨大で広範・多様であることからして、監査委員に対して監査の専門性を求めることは非常に困難かと考えます。

さらに、その監査委員の実質的な任免権者は長であり、しかも、監査事務局職員も当該自治体に採用された職員でもあり、また、議会選出の監査委員も、議会も監査対象であることを考えれば、地方自治体において長から独立した執行機関としての監査の独立性を確保することは非常に厳しい側面があります。

すなわち、現行の監査制度において、監査委員の監査に対して、専門性・独立性を確保することは大変困難であり、現状の地方自治法体制のもとでは、監査委員も、そして監査業務に従事する事務局職員も、紛れもなく内部監査人であり、少なくとも長から独立した外部監査人であるとは言えません。

しかも、現行の監査制度では、監査委員が長の暴走をチェックするガバナンス、すなわち自治体統治機能を担うことは、制度上いささか無理があることから、むしろ組織内部のコンプライアンス、すなわち法令遵守と、業務改善を行うマネジメント（管理経営）に特化したほうが機能を発揮しやすいのではとの見解が出てくるわけであります。むしろ、中途半端に、余り権限の与えられていない監査委員が独立しても、監査結果について、言いつ放し、聞きつ放しの弊害を生み、監査の実効性を損なうのではないかと考えられます。

こうした現状から、私は、内部監査人である自治体監査は、組織内部に通暁している強みを生かし、行政管理部門や人事部門と緊密に連携し、組織内部の点検に注力すべきであると考えます。

そこで、市長にお伺いいたします。

現行の地方自治体の監査制度が有効に機能を果たしているのか疑問が多いと指摘されていますが、現行の地方自治法の監査制度についての見解を伺います。

さらに、本市の監査制度の実情について、どのように認識されているのかをお伺いいたします。

次に、代表監査委員にお伺いいたします。

現行の監査制度における専門性・独立性の観点から、私が今ほど述べました内部監査のあり方について、これまで豊富な行政経験をお持ちの代表監査委員の立場からのお考えをお伺いいたします。

2点目の質問です。

地方自治体の組織内に不適正な経理処理が発生しないためには、外部の厳しいチェックを受ける仕組みとともに、組織内に監査機能としての内部統制システムの構築が重要であります。特に、日々の会計業務に当たって適正な経理処理を確保する仕組みを整えなければ、監査によるチェックも困難なものとなるだけに、会計管理者の役割は非常に重さを増します。したがって、内部統制システムを構築するには、監査機能の充実と内部統制の整備を関連づけて考える必要があります。

過去に、本市においても合併直後、職員による公金横領事件が発覚しました。当然、その後再発防止策を講じたと思いますが、本市の不適正経理を未然に防止する手だてとしてどのような内部統制システムを運用してきたのか、お伺いします。もし内部統制システムの構築が未整備ならば、早急に検討し整備すべきと考えます。沢野会計管理者と同様、今3月で定年を迎えます北川監査委員事務局長に報告と見解をお伺いします。

3点目の質問です。

平成9年の地方自治法の改正により、外部監査制度が創設されました。この制度は、内部の主体が担う監査では、その独立性の限界があり、これに期待できないものを対象として、外部の専門的な知識を有する者との契約に基づく監査を導入することにより、地方自治体の監査機能の専門性・独立性を強化し、監査機能に対する住民の信頼を高めることを趣旨とした制度であります。このことを踏まえれば、内部監査人による監査委員監査は、執行機関との独立性に限界がある以上、内部監査に期待できない監査機能については、地方自治体の外部の主体による外部監査が不可欠と考えます。

一方、本市では、昨年、平成20年度決算に基づく資金不足比率が発生した観光事業特別会計について、地方財政健全化法の規定に基づき、外部監査人による個別外部監査を行い、経営健全化計画を策定した経緯があります。本市としていまだ導入していない外部監査制度の導入についての考え方を北田副市長にお聞きいたします。

以上が、今定例会における私の質問であります。今回のテーマは、これまでほとんど触れられたことのないものであります。作野市長には初の編成となる当初予算が上程された本年第1回の定例議会であり、監査委員の任期交代期にも当たり、本市でもこの課題を真剣に検討すべきときと考え、質問テーマにし

た次第であります。

それぞれ真摯な検討姿勢と見解・答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。